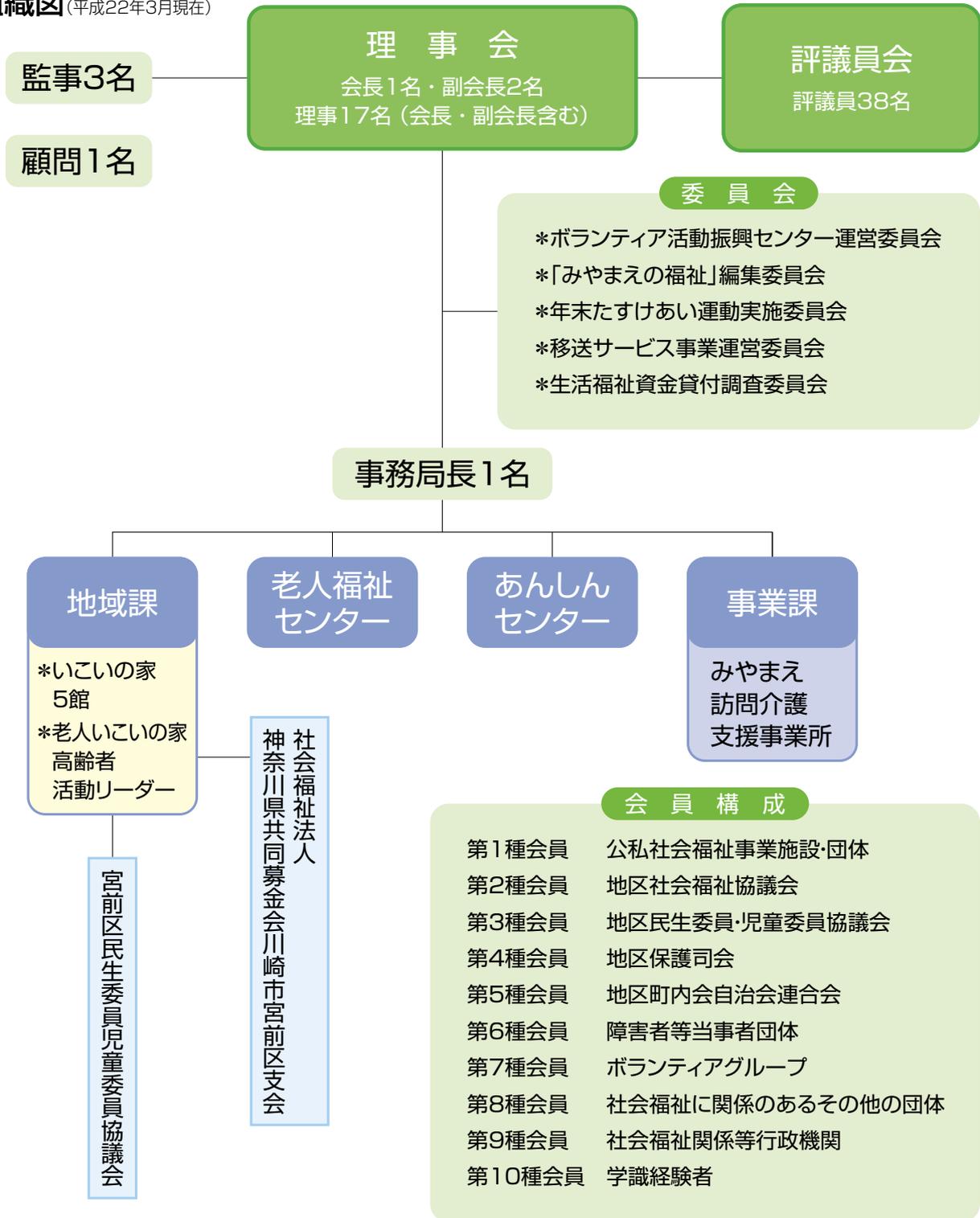


川崎市宮前区 社会福祉協議会 とは…

川崎市宮前区社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で規定する「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」に当たります。
ボランティア相談、広報誌の発行、移送サービス等、地域福祉を実現するために様々な事業を実施しています。

● 組織図 (平成22年3月現在)



社会福祉法人 川崎市宮前区社会福祉協議会

川崎市宮前区宮崎2-6-10 東急宮崎台ガーデンオフィス4階
 地域課:044-856-5500 事業課:044-856-5827 宮前区あんしんセンター:044-856-5788
 FAX 共通:044-852-4955
 宮前老人福祉センター
 川崎市宮前区宮崎2-12-29 電話:044-877-9030 FAX:044-877-9232

第2期 地域福祉活動計画

平成22～26(2010～2014)年度



川崎市宮前区社会福祉協議会 第2期地域福祉活動計画

地域福祉
活動計画
とは…

地域福祉活動計画の理念

- 住民一人ひとりの意思でつくるまちづくり
- 人の和でつくる福祉のまちづくり
- ふれあい、ささえあいでつくるまちづくり

宮前区の問題点

- 山坂が多く、特に高齢者や障害者にとっては移動が困難。
- 昼間流出人口が市内で最も多く、職住が近接していないため、地元との関係が薄くなり、コミュニティーの形成が難しい。
- 若い人が多い区ではあるが、急速に高齢化が進んでいる。
- 日常生活上のちょっとしたボランティアの依頼が増えている(電球の交換、庭の草むしり、家具の移動等)。

今後の活動方針

① 調査活動の充実

福祉課題

社会福祉協議会が、地域住民や様々な機関・団体と連携・協働しながら、地域福祉活動を推進するための計画の事です。

川崎市宮前区社会福祉協議会では、住み慣れた家庭や地域で、だれもが安心していきいきと暮らせるように、住民同士で支え合いの関係を築けるよう、地域福祉を実現するために様々な事業を実施しています。

下の図のとおり、計画の理念と宮前区の問題点を踏まえた上で、今後5年間の活動計画として、第2期地域福祉活動計画を作りました。

② ボランティア事業
③ 地区社協活動の推進

④ 広報活動の充実

地域福祉の充実

⑤ 安定した法人基盤

重点事業

① 区社協独自調査の実施

および行政機関の各調査への協力

* 移動困難者の実情や孤独死の実態等を調査します

② ボランティア講座の充実、

ステップアップ講座や交流会の開催

* 様々な世代間の見守り活動や活動者のネットワークづくりを強化します

③ 地区社協の分割や小地域活動の支援

* より地域に根差した福祉活動をおこなっている住民組織「地区社会福祉協議会」の小地域活動化を支援します

④ ホームページや広報誌の充実

* 住民の声を反映させた広報活動を目指します

⑤ 各種検討委員会の立ち上げ

* 法人基盤安定化のため、会員制度の見直しや安定した財政基盤について検討します